

# 税のお知らせ

## 5月の納税等

軽自動車税／全期  
国民健康保険税／第1期  
後期高齢者医療保険料／第1期  
介護保険料／第1期  
農業集落排水処理施設使用料／第1期  
堤塘占用料／全期  
保育料／5月分  
納期限／6月1日(月)

納期期限内の納付にご協力ください。  
納付は便利な口座振替をご利用ください。

## 軽自動車税の納期限は6月1日(月)です

4月1日現在で軽自動車をお持ちの方には、5月上旬に役場から納税通知書をお送りします。最寄りの金融機関または役場会計窓口にて納付してください。平日の日中にお出かけすることが難しい方は、休日でも郵便局のATMでご利用いただける納付書がございますので、役場税務課までお問合せください。

なお、次の手帳を持つ所有者で、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税が減免されます。

- 身体障害者手帳
- 戦傷病者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳等

申請には、納期限の7日前までに身体障害者手帳等、運転免許証、納税通知書、印鑑を持参して役場にて申請をしてください。

軽自動車税は普通自動車税と異なり月割制度がありません。よって、4月1日現在の所有者に全額課税されます。

軽自動車の売却等をされ、売却時の契約により、販売店等に税金を支払ってもらう場合でも、納税通知書は4月1日現在の所有者に送付し、口座振替をご契約の場合は、所有者が登録している口座から引き落としがされます。事前にその旨をご連絡いただいても、販売店等に納税通知書を送付することも、口座振替を停止することもできません。

## ●問合せ先

総務部税務課

## 二輪車等の税率変更が1年延期になりました

税制改正により、二輪車等の税率変更が1年延期になりました。対象となる車両、税率は下記のとおりです。下記車両の今年度の税率は前年と同様となります。



## 平成28年度課税分から新税率となるもの

車種		現行	改正
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	90cc以下	1,200円	2,000円
	125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪	250cc以下	2,400円	3,600円
小型二輪	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

このほかの車両については、平成26年9月号の広報でお知らせした通りとなりますので、ご確認ください。

## ●問合せ先

総務部税務課

## 自動車税の納税をお忘れなく

6月1日(月)は、自動車税の納期限です。

4月1日現在、自動車をお持ちの方に、5月上旬に県税事務所から納税通知書をお送りします。で、お近くの県税事務所、金融機関やコンビニエンスストア等で納付してください。

また、納期限内に限り、インターネットを利用してクレジットカードでも納付していただけます。(利用者には決済手数料がかかります)

す。

名義変更・廃車などの手続を他の人に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、それらの手続が3月末日までに終わっていないことが考えられますので、依頼先にご確認願います。

## ●問合せ先

西尾張県税事務所

058614513170

(ダイヤルイン)

## ●ホームページ

http://www.pref.aichi.jp/zeimu/

## 警察からのお知らせ

# けいさつだより

## 飛島村内 犯罪状況 (27年3月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒し	出店荒し
3月	0	0	0	0	0
1~3月	1	0	0	0	0
区分	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	ひったくり	車上狙い
3月	0	0	1	0	0
1~3月	1	1	1	0	2
区分	部品狙い	自販機狙い	万引き	その他	
3月	1	1	0	1	
1~3月	2	1	0	3	

